

のうぎよう新聞

活発な意見が続出

農業者等と農業委員会の意見交換会

2月28日、三珠総合福祉センターにて認定農業者、認定就農者、農業委員などの農業関係者による「農業者等と農業委員会との意見交換会」が開催されました。この会では、県による農業関係新規事業や農業者年金などの説明がされたほか、新規就農者の農業に対する意欲や決意、農業生産



▲活発な意見の交換が行われた農業委員会と各種団体の意見交換会

計画的な農地の草刈を 農地の管理は所有者の義務です

農地などの所有者や管理者は、雑草の除去など環境衛生上必要な管理を行わなければならないことが、条例で定められています。農作物を栽培していない農地では雑草などが生い茂り、病害虫の発生や不法投棄を誘発する原因となります。農地の所有者や管理者は周囲の農作物に影響がないよう、雑草が伸びたら早めに草刈りをして下さい。

管理を怠って雑草が繁茂、樹木が自生すると…



病害虫の発生



ゴミの不法投棄



有害鳥獣の繁殖



火災の発生

ご近所に不快感を与える

農地の管理を怠り荒地になると、病害虫、火災、不法投棄、有害鳥獣など様々な問題が発生し、結果として近所迷惑になります

法人や農業者の地域における現状など活発な意見交換がされ、これからの農業政策の課題などを確認することができました。今後は、各農業者と関係団体によって、個別に、より専門的な情報交換を進めていくことが確認されました。

農地権利者が死亡した時は農地法の届出が必要です！

農地権利者が死亡した時は、相続関係や農地の所在など農業委員会への届け出が必要です。忘れずにご連絡下さい。

平成 25 年度農作業臨時賃金等標準額の情報です。
農作業臨時賃金等の標準額として参考にして下さい。

■平成 25 年度農作業臨時賃金等標準額表 10 a (1 反) 当り

農作業名	町内全区
耕運	9,500 円
代かき	9,500 円
機械田植	10,000 円
バインダー (結束紐含む)	12,000 円
ハーベスター (脱穀)	11,000 円
コンバイン (乾燥・配達含む)	30,000 円
一般農作業 (1 日・8 時間)	8,000 円
一般農作業 (1 時間)	800 円
農休日	7/6 ~ 7/7

※各作業には賄いなし

※本表は標準額です。双方で相談のうえ作業の難易、燃料の変動、条件により額を決定して下さい。

■農地の賃借料情報提供 (10a 当たり)

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田 (水稲のみ)	7,163 円	7,163 円	7,163 円
田 (野菜・裏作とも)	—	—	—
普通畑	6,747 円	14,925 円	5,000 円
樹園地	6,112 円	6,112 円	6,112 円
モ	—	—	—
ブドウ	6,112 円	6,112 円	6,112 円
キウイ	—	—	—
その他	—	—	—

集計期間 平成 24 年 1 月～12 月

地目変更登記を忘れずに

権利地の地目確認を

農地の転用許可後、地目変更登記がされていない場合が見受けられます。

農地転用の許可がされても、登記地目が自動的に変わるわけではありません。法務局に地目変更登記の申請をしなければなりません。

毎年送付される固定資産課税明細書で地目の確認をして下さい。

平成 25 年産経営所得安定対策が実施されます

これまでの「農業者戸別所得補償制度」を引き継いだ制度です。販売価格が生産費を常に下回っている作物を対象に、その差額が直接交付されます。

■対象者 対象作物の生産数量目標にしたがって販売目的で生産する販売農家など。(米の直接支払交付金については、水稻共済加入者、または作付面積が 20a 未満の場合は販売実績のある農業者が交付対象です)

■交付金の種類

【畑作物の直接支払交付金】

対象作物 水田や畑に作付けした畑作物(麦、大豆、そば、なたね)
※対象作物ごとにそれぞれの品質区分に応じた単価を設定

【米の直接支払交付金】

対象作物 水田に作付した主食用水稻
※ 10a につき 15,000 円(ただし交付対象面積は自家消費米相当分として、一律 10a 控除して算出)

【水田活用の直接支払交付金】

対象作物 水田に作付した麦・大豆・加工用米などの戦略作物など
※対象作物ごとに、作付面積に応じた単価を設定

※具体的な助成内容は、4 月以降に国と県との正式協議で決定されます。

■問い合わせ 町産業振興課農林係 ☎ 055-240-4157

■農振除外要件

次の要件を全て満たすこと

- ①除外を希望する農地以外に、農用地区域外で代替できる適当な土地がないこと。
- ②農用地区域内の農地集団化、農作業の効率化など、農業上の効率的、総合的な利用に支障を生じないこと。
- ③農用地区域内で農業経営を営む方に対し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。(土地改良事業などで整備した道路や水路も含む)
- ⑤国、県の直轄事業や補助による土地改良事業、これに準ずる事業の施行に係る区域の場合は、工事完了後の翌年度から 8 年を経過した土地であること。(ただし工事内容等により経過年数が異なります)

町では、農業振興地域整備計画を定め、農業振興を進めています。しかし、社会情勢や経済状況も変化し、土地利用計画の見直しが求められており、農振地の除外が検討されています。

そこで、農振除外後、おおむね 2 年以内に事業実施予定があり、緊急

的、かつ具体的な計画がある方のみ、農振除外の申請を受け付けることになりました。

左表の要件を確認し農振除外を希望される方は、町に「農用地区域除外要望書」を提出して下さい。

■受付期間 5 月 1 日(水)から 5 月 31 日(金)まで

農振除外の受付を行います 土地利用計画の見直し

■提出書類 農用地区域除外要望書(その他の添付書類は除外要望書様式にてご確認下さい。(様式は、町産業振興課・町民課・六郷支所に用意してあります。))

※農振地に農業用施設の計画がある方はお問い合わせ下さい。

一坪ふれあい農園で農業始めませんか?

- 募集農園
▽市川地区(市川小学校東側)
▽大木地区(旧市川南分校東側)
- 面積
1 区画約 50 m²
- 利用料
年額 5,600 円(人区画あたり)
- 契約期間
5 年間
- 利用条件
▽自ら一坪農園を利用

■問い合わせ・提出先 町産業振興課農林係(三珠庁舎) ☎ 055(240) 4157

用し、耕作できる方(グループ可)
▽借りた農園をしつかり管理できること▽農園利用者や地域住民と積極的に交流できる方▽農園の管理、運営に関する決まりを遵守できる方

【申し込み・問い合わせ】町産業振興課農林係 ☎ 055(240) 4157

町の農地利用集積円滑化団体が市川三郷町へ移管

農地利用集積円滑化団体は、町の農地利用集積を円滑に進めるために設置された機構です。

これまで、町の農地利用集積円滑化団体は(勸)山梨県農業振興公社でしたが、4 月 1 日からは市川三郷町に移管され、農地利用集積円滑化事業を行います。

町の農地集積円滑化団体は、大木地区圃場整備内での農地利用集積の際、大規模経営農家を受け入れるため、平成 22 年 9 月に県内の農業情勢に精通している山梨県農業振興公社を円滑団体として設置しました。

4月1日
から

コンビニでも 町税が納められます

問町税務課徴収係
055(272)1104

今年度から、町の税金がコンビニエンスストアでも納められるようになりました。納付書に記載してあるコンビニであれば、全国どこでも、さらに休日や夜間など、営業時間内であれば手数料不要で納めることができます。

《納付できるコンビニ》

- セブンイレブン
 - デイリーヤマザキ
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - ヤマザキデイリーストアー
 - サークルK
 - サンクス
 - ミニストップ
- など 23 チェーン店

《納付できる税目》

- 町県民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

※役場本庁舎、各支所、各種金融機関でも従来とおりに納付することができます。

※注意

次の場合はコンビニでの納付ができません。ご注意ください。

- ・取扱期限が過ぎた納付書（取扱期限と納期限は異なります）
- ・納付書 1 枚の納付額が 30 万円を超える場合
- ・平成 25 年 3 月以前に発行された納付書
- ・納付書のバーコード部分が破損や汚れているもの

口座振替 もご利用下さい

口座振替の手続きをしておくと、納付期限が到来した町税などが指定の口座から自動的に振り替えられ、納付の手間が省けます。申し込み手続きは簡単ですのでぜひご利用下さい。



町への想いを形にできる

「ふるさと納税制度」

ふるさと納税へのご寄付ありがとうございました

- 小林 研一 様（東京都府中市）
- 笠井 厚 様（神奈川県横浜市）
- 佐野 涼子 様（東京都北区）
- 赤坂 道子 様（埼玉県三郷市）

☑町の出身者のみならず、市川三郷町を第二のふるさと、心のふるさとと思っている方など、どなたからでも寄付の受付を行っています。

「ふるさと納税制度」は皆さんがふるさとに対し貢献したい、応援したいという気持ちを寄付金のかたちで実現できる制度です。

個人が地方公共団体に対して 2 千円を超える寄付を行った場合に、2 千円を超える分は一定の限度まで個人住民税と所得税の中から控除されます。（控除される額はおおよそ個人住民税の 1 割が上限です）

//////////////////// 町企画課企画政策係 ☎ 055-272-1103 //////////////////////

■町長におまかせ



▽ふるさとまつりの開催
▽町の PR 事業 ほか

■楽しむまちづくり



▽子育て支援医療費助成事業
▽環境保全整備事業 など

■暮らしやすいまちづくり



▽学校図書館の図書充実事業
▽学校施設整備事業 など

■学ぶまちづくり



☑寄付金を何の目的で使ってほしいかは、つぎのメニューからお選び下さい。

ふるさと納税制度のご案内

「がんばる！
市川三郷町」



狂犬病予防注射は飼い主の義務です

狂犬病予防注射日程のお知らせ

狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は、登録と年 1 回の予防接種を受けなければなりません。

今年度の予防接種と新規登録を日程表のとおり行います。必ず送付されたハガキをお持ち下さい。

【予防注射料】2,850円

【注射済票交付手数料】550円



■狂犬病予防注射日程

期 日	場 所	時 間
4/14 (日)	役場六郷庁舎前	8:30 ~ 9:15
	役場三珠庁舎前	9:50 ~ 10:20
	市川大門町民会館前	10:45 ~ 12:00
4/16 (火)	旧楠甫農協跡地	9:10 ~ 9:20
	細田公民館前	9:25 ~ 9:45
	鴨狩公民館前	9:50 ~ 10:10
	宮原公民館前	10:15 ~ 10:35
	葛籠沢公民館前	10:40 ~ 11:00
	(株)共進美瑠前	11:05 ~ 11:20
	ニードスポーツセンター駐車場	11:25 ~ 11:45
	5・6 区公民館前	13:00 ~ 13:20
	網倉公民館前	13:30 ~ 13:45
	岩下公民館前	13:55 ~ 14:00
4/17 (水)	堀切公民館前	14:15 ~ 14:25
	下九一色生活改善センター	9:30 ~ 9:40
	下九一色 中山橋	9:45 ~ 9:55
	樋田リサイクルステーション前	10:00 ~ 10:10
	川浦小御崎神社前	10:15 ~ 10:30
	町屋消防詰所前	10:40 ~ 10:55
	道林ふれあいプラザ前	11:05 ~ 11:30
	大塚町民体育館前	13:00 ~ 13:20
	ふるさと交流センター前	13:25 ~ 13:45
	上ノ原消防詰所前	13:50 ~ 14:00
4/19 (金)	御崎神社境内	14:10 ~ 14:25
	上地区公民館前	14:30 ~ 14:45
	中央駐車場	14:50 ~ 15:00
	建設業協会市川支部駐車場	9:00 ~ 9:30
	高田地区公民館前	9:40 ~ 10:10
	宮本公民館前	10:20 ~ 10:35
	峡南消防本部北部消防署前	10:45 ~ 11:00
	大木集荷場前	11:15 ~ 11:20
	法師倉公民館前	11:25 ~ 11:30
	大同地区公民館前	13:00 ~ 13:15
4/19 (金)	宮沢公民館前	13:25 ~ 13:30
	仲村公民館前	13:35 ~ 13:40
	沖村リサイクルステーション前	13:45 ~ 13:50
	帯那公民館前	14:00 ~ 14:10
	山保地区公民館前	14:15 ~ 14:30
	藤田養蚕飼育所前	14:35 ~ 14:45
	四尾連公民館	14:55 ~ 15:00
	近萩公民館前	15:10 ~ 15:15
	芦久保消防詰所	15:25 ~ 15:30
	入公民館前	15:40 ~ 15:50

【問い合わせ・申し込み】

生活環境課環境衛生係 ☎ 055-272-6092

いつでも 誰でも 気軽に スポーツ

市川三郷スポーツクラブ 25 年度会員募集

キーワードは『いつでも』『誰でも』『世代を越えて』『好きなレベルで』『自由に選べるスポーツや趣味活動』。地域のコミュニティとして気軽に参加でき、楽しめるスポーツ活動。それが総合型スポーツクラブ「市川三郷スポーツクラブ」です。地域住民のアイディアで運営され、一人ひとりが、いろいろな立場で関わり支えていくクラブです。

こんな方にオススメ

- 基礎体力を付けスポーツに自信を持ちたい子ども
- 身体を動かすことで健康づくりをしたい方
- 他のスポーツ専門部に入ることにためらいがある方
- スポーツをとおして友だちを作りたい方 etc

【今年度開催予定】ピンポン教室 / スポーツ吹き矢 / グラウンドゴルフ / バドミントン / 輪投げ / ヨガ教室 / ソフトバレー / キッズソフトバレー / カローリング / ゆる体操

【年会費】小中学生 1,500 円 高校生以上 3,000 円
65 歳以上 2,000 円

【申し込み・問い合わせ】市川三郷スポーツクラブ事務局
(平日 10:00 ~ 15:00) ☎ 055-272-8335

第8回町民ゴルフ大会参加者募集

■期日 5/19 (日) ■場所 富士川 C.C.

■参加費用 9,000 円 ■募集人数 100 人

■競技方法 新ペリア方式

■申し込み・問い合わせ 4/24 までに各体協支部役員または教育委員会 055-272-6094 までお申し込み下さい。

市川三郷町ゴルフ教室参加者募集

プロゴルファーの上田桃子、諸見里しのぶを育てた、江連忠ゴルフアカデミーでワンポイントレッスンを受けよう！

■場所 殿原カントリークラブゴルフ練習場

■日程 4 / 4 (木) から 1 年間 (毎週木曜日)

■時間 ▷ 1 部 PM7:00 ~ PM8:00 ▷ 2 部 PM8:00 ~ PM9:00 ▷ 3 部 PM9:00 ~ PM10:00

■対象者 初心者から上級者まで

■料金 1 回 1,050 円 (含ボール代)

■申し込み・問い合わせ 町体育協会事務局 (教育委員会内) ☎ 055-272-6094

※期間中は随時受付



小学校新入生のいる世帯に子育て祝い金を支給します

町では、子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いします。

【支給対象者】 今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川三郷町に住所を有している児童の保護者

【申請書】 入学式に学校で配布します。町外の小学校へ入学の方に

は郵送します。

【支給額】 入学する児童1人につき2万円

【申請期限】 4月12日(金)

※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請し

て下さい。

【申請場所】 ▽本庁舎福祉支援課

▽三珠支所住民サービス係 ▽六郷庁舎いきいき健康課

【申請書類】 子育て祝い金支給申請書

【問い合わせ】 いきいき健康課
子育て支援係 ☎0556(32)2114

福祉用具購入費と住宅改修費の受領委任払い制度を開始

介護認定を受けた利用者が、福祉用具の購入や住宅改修を行なった場合、介護保険の適用を受けることができます。

費用の補てん方法は、事業者に対しいったん費用の全額を支払

い、その後、町から利用者に9割分の支給をする償還払いでしたが、4月から事業者に対して費用の1割分だけを支払い、残りの9割分を町が事業者が直接支払う受領委任払いが選択できるようにな

りました。これにより利用者の一時的な費用負担が軽減されます。

受領委任支払いを利用する方は、事業者がこの支払方法の同意を得た上で『介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い同

意書』を町に提出して下さい。

※福祉用具購入費、住宅改修費ともに支給限度基準額があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

※介護保険料に未納がある場合は、利用できません。

【問い合わせ】 町福祉支援課介護係 ☎055(272)1106

住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。

【対象になる住宅】 ▽町内にある個人住宅 ▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの

【対象になるリフォーム】 ▽リ

フォームに要した費用が30万円以上のもの ▽※町内業者によるリフォーム

※町内業者 ▽町に小規模工事等契約希望者登録をしている業者

【注意】 ▽他の制度で町から助成

を受けている場合、この助成は受けられません。

▽予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。

【助成額】 リフォームに要した費用の10% (上限10万円)

■工事着工前に必ず町建設課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。

【問い合わせ】 町建設課都市計画係 ☎055(272)6090

福祉タクシー券を交付します。対象者は申請を！

町では、障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。対象者は次のとおり受け付けますので、タクシー券の交付を希望される方は申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けて

いる方」は対象にはなりません。

【対象者】▽身体障害者手帳1、2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽88歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない方

【申請に必要なもの】①はんこ

②手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳

【交付枚数】年間24枚（1カ月あたり2枚）

【受付期間】4月1日（月）～26日（金）※受付は年間をとおして行っていますが、この期間に申請がない場合は申請した翌月分からの枚数を支給します。

【申請場所】▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課

【問い合わせ】町福祉支援課福祉係 ☎055（272）1106

町内事業者から購入するはんこ購入費の一部を助成します

はんこは、町の伝統地場産業です。町では、このはんこを深く理解していただくことを目的に、4月以降、町内事業者からのはんこ購入に対し、購入費の一部を助成します。

【助成対象】▽町内に住所を有する方▽法人の登記のある事業所

※この他にも対象の条件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【助成額】購入費の1／2以内（1万円限度、1000円未満の端数切捨て）

※購入前に事前申請が必要です。

※助成は、年度内1回のみです。

【問い合わせ】町産業振興課 商工観光係 ☎055（240）4157

助成金でお得な西伊豆町の民宿に泊まろう

本町と友好交流している静岡県賀茂郡西伊豆町。町では町友好交流の一環として、町民が西伊豆町の民宿を利用した場合に、年度内1人につき1回に限り交流助成金を支給します。

【対象者】町民のみ

【助成金額】▽小学生以上・1人2,000円

▽小学生未満・1人500円

※助成金の支給は予算の範囲内で行います。

【申請方法】利用する10日前までに、申請用紙に必要事項を記入し、町産業振興課商工観光係まで提出

【問い合わせ・申し込み】町産業振興課商工観光係 ☎055（240）4157

※申請用紙は同場所に設置してあります。

して下さい。

7 No.091